

令和8年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年4月20日(月)午前8時56分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保  
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗
  
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - 報告第14号 専決処分した事項の報告について
  - 議案第48号 選挙人名簿に登録することについて(選挙時)
  - 議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
  - 報告第15号 登録の移替えをした者について(町選挙)
  - 報告第16号 選挙権を有する者の50分の1の数について
  - 報告第17号 選挙権を有する者の3分の1の数について
  - 報告第18号 選挙運動費用の支出制限額について
  - 議案第50号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(町選挙)
  - 議案第51号 期日前投票立会人の選任について(町選挙)
  - 議案第52号 移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(町選挙)
  - 議案第53号 移動期日前投票立会人の選任について(町選挙)
  - 議案第54号 投票管理者及びその職務代理者の選任について(町選挙)
  - 議案第55号 投票立会人の選任について(町選挙)
  - 議案第56号 委員長専決事件の指定について(町選挙)

午前 8 時 5 6 分

三浦書記長      それでは令和 8 年第 5 回三種町選挙管理委員会を開催いたします。開会に当たりまして木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

木村委員長      農作業の忙しい季節となりますが、町長選挙及び町議会議員選挙が明日告示、26 日投開票となります。ミスなく準備をお願ひします。委員の皆様には何かとご迷惑をお掛けしますがよろしくお願ひいたします。

本日は、町選挙関係の選挙時登録や選任職等の議案となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と櫻庭委員にお願ひいたします。

それでは、報告第 14 号「専決処分した事項の報告について」事務局から説明をお願ひします。

檜森書記      報告第 14 号ですが、前回の専決事件に指定したポスターの区画数について専決した内容を報告するものです。

町長選挙は、上段、下段各 2 区画の合計 4 区画とし、町議会議員一般選挙は上段、中段、下段各 6 区画の 18 区画としております。

区画数は、3 月 19 日の立候補予定者説明会の参加状況や各種報道を勘案して決定しております。報告は以上です。

木村委員長      はい。報告第 14 号については、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

木村委員長      それでは報告第 14 号については以上とします。続きまして、議案第 48 号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願ひします。

檜森書記      はい。議案第 48 号ですが、町選挙の選挙時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の 3 月定時登録の後に、18 歳に達した者及び転入から 3 箇月を経過した 18 歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は 1 と 2 に記載しています。

1 の新有権者登録は、平成 20 年 3 月 3 日から平成 20 年 4 月 27 日までに生まれた方が対象で、人数は、男 6 人、女 7 人、計

13人です。

2の転入登録は、令和7年12月2日から令和8年1月20日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男12人、女6人、計18人です。

よって、今回の選挙時登録における登録者総数は、男18人、女13人、合計31人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第48号は原案どおり決定します。続きまして、議案第49号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第49号は、選挙時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の3月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和8年3月1日から令和8年4月19日までの方が対象で、人数は、男22人、女26人、計48人です。

2の転出抹消者は、令和7年11月1日から令和7年12月9日までに町から転出した方が対象で、人数は、男9人、女10人、計19人です。

よって、今回の選挙時登録における抹消者総数は、男31人、女36人、合計67人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁から5頁、転出抹消は6頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第49号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第15号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第15号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の3月定時登録では、2月28日までの町内転居に係る移替えを報告しており、3月31日より移し替えの延期を行っておりますので、今回の報告の対象は、3月1日から3月30日までに町内転居された方です。人数は、男6人、女19人、計25人です。

対象者については、別冊名簿の7頁と8頁に掲載しております。報告は以上です。

木村委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第15号は以上といたします。続きまして、報告第16号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第17号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第16号は有権者の50分の1の数を、報告第17号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案8頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録31人を加え、抹消67人を引いた12,461人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、6頁に記

載のとおり250となり、3で除した数は、7頁に記載のとおり4, 154となります。

報告は以上です。

木村委員長 はい。報告第16号、第17号について、よろしいでしょうか。  
(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第16号、第17号については、以上といたします。続きまして、報告第18号「選挙運動費用の支出制限について」説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第18号ですが、今回の選挙における選挙運動費用の支出制限額について報告するものです。

町長選挙については、名簿登録者数12, 461人に110円を乗じて得た額が人数割額で、これに固定額1, 300, 000円を加えた2, 670, 800円が支出制限額となります。

町議会議員一般選挙については、名簿登録者数12, 461人を議員定数の14人で除した数に1, 120円を乗じて得た額が人数割額で、これに固定額900, 000円を加えた1, 896, 900円が支出制限額となります。

なお、100円未満の端数については、切上げとなります。説明は以上です。

木村委員長 はい。何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。  
(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第18号は以上とします。続きまして、議案第50号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」と議案第51号「期日前投票立会人の選任について」も、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第50号は、町選挙の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第51号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

期日前投票管理者及び職務代理者は11頁、期日前投票立会人は13頁に記載の者に選任したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第50号及び51号を原案どおり決定いたします。議案第52号「移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」と、議案第53号「移動期日前投票立会人の選任について」も、関連がありますので一括して上程します。事務局の説明をお願いします。

檜森書記

議案第52号は町選挙の移動期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第53号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者と職務代理者は15頁、投票立会人は16頁に記載の方に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第52号及び53号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第54号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」と議案第55号「投票立会人の選任について」は、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第54号は、町選挙の当日の投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第55号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者及び職務代理者は18頁と19頁に、投票立会人は21頁と22頁に記載の者に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第54号及び55号を原案どおり決定いたします。次が最後の議案となります、議案第56号「委員長専決事件の指定について」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第56号は、町選挙の執行において、委員長の専決事件を指定することについてお諮りするものでございます。

専決事件として指定したい事項は、「令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙人名簿抄本の抹消及び共通投票所を含む投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、移動期日前投票所を含む期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更並びにポスター掲示場の設置場所の変更」、となります。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任の変更や、ポスター掲示場の設置場所の変更を要する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する時間的余裕が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第56号を原案どおり決定いたします。

本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

（資料に基づき説明）

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

特に無いようですので、これで令和8年第5回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時50分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_